

令和3年度「バス運転者の大型二種免許取得助成事業」実施要領

公益社団法人宮城県バス協会

(事業目的)

第1条 この要領は、公益社団法人宮城県バス協会が宮城県バス事業振興補助金により、旅客の安全確保のため、「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」を実施するため必要な事項を定め事業者（公営事業者を除く）に対し、助成金を交付することを目的とする。

(助成対象の条件)

第2条 助成の対象は、以下の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 大型二種免許は、道路交通法第86条第1項に定めるものであること。
- (2) 助成対象者は、令和3年4月9日～令和4年2月末日までの間に大型二種免許を取得し、支払いが完了してあること。
かつ、助成対象者は、宮城県内の事業所に雇用されており、バス運転者として運転業務に従事するものであること。
- (3) 大型二種免許の取得方法は、公認の自動車教習所であること。
- (4) 大型二種免許取得費用は、事業者が全額費用負担した場合を対象とする。

(助成額)

第3条 助成額は次のとおりとする。

- (1) 運転者1名につき50,000円とする。
- (2) 1事業者当たりの助成人数は2名とし、助成限度額は、100,000円とする。
- (3) 事業者からの請求額が予算額を上回った場合は、予算額の範囲内で調整し、助成単価を決定する。

(申請手続き)

第4条 事業者は、対象者が大型二種免許取得後、様式1の「バス運転者の大型二種免許取得事業助成金交付請求書」に必要事項を記入の上、令和4年2月末日までに宮城県バス協会に提出しなければならない。

その際、入社日が確認できる乗務員台帳の写し、運転免許証（表・裏）の写し、大型二種免許取得費用を負担したことが証明できるもの（自動車教習所発行の領収書等）の写しを添付する。

第5条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は、宮城県バス協会が別にこれを定める。

附則

この要領は、令和3年4月9日から適用する。

公益社団法人宮城県バス協会会長 殿

事業者名
 役職名
 代表者名

㊞

バス運転者の大型二種免許取得助成事業助成金交付請求書

「バス運転者の大型二種免許取得助成事業」実施要領第 4 条に基づき、下記のとおり請求いたします。

記

1. 助成申請人数及び助成金請求額

助成申請人数	名	助成金請求額	※ 千円
--------	---	--------	---------

2. 助成対象者（運転者）氏名

No	氏 名	雇 用 年 月 日
1		年 月 日
2		年 月 日

3. 助成金振込先

..... 銀行 支店 口座番号 (普通 ・ 当座) 口座名義

3. 次の資料を添付して下さい。（添付しているものにチェック☑をつけて下さい。）

- ① 乗務員台帳の写し（入社日が確認できること）
- ② 運転免許証の写し（両面）
- ③ 大型二種免許取得費用を負担したことが証明できるものの写し
 （自動車教習所発行の領収書等）